

# 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和8年度花月川丸山・吹上地区堤防及び都市計画道路受託合併工事に伴う埋蔵文化財発掘調査（工務第一課）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 筑後川河川事務所長 塚原 隆夫 福岡県久留米市高野一丁目2番1号
契約締結日	令和 8年 4月 7日
契約の相手方の氏名及び住所	大分県知事
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥14,700,000-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥14,700,000-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

## 随意契約理由書

1. 業 務 名：令和8年度花月川丸山・吹上地区堤防及び都市計画道路受託合併工事に伴う埋蔵文化財発掘調査
2. 履 行 場 所：大分県日田市
3. 随意契約の相手方：大分県  
住所 大分県大分市大手町三丁目1番1号  
電話 097-506-5498
4. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該委託の目的・内容及び随意契約に付する理由

- 1) 当該業務の目的

本業務は、河川堤防等の事業施工前に文化財包蔵地の支障が判明している場合又は工事施工中に埋蔵文化財を発見した場合に、文化財保護法の主旨を尊重し、関係教育委員会と協議を行い文化財包蔵地の発掘調査を行うものである。

- 2) 当該業務の内容

本業務は、事業施工箇所の埋蔵文化財試掘調査を令和7年度に実施し、今年度は埋蔵文化財発掘調査実施並びに整理、報告書作成を委託するものである。

- 3) 随意契約に付する理由

本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、尚かつ、発掘作業及び出土品の整理保存・取りまとめ等を専門的に実施する必要がある。

大分県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第9条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。

以上のことから、本業務を円滑かつ的確に遂行するためには、大分県が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本業務は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、大分県と随意契約を行うものである

(随意契約理由書作成者)

筑後川河川事務所 工務第一課長